## 不納欠損額の内訳

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管エネルギー対策特別会計(エネルギー零給制定)

(単位:千円)

エネ	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)							(単位:千円)	
	区分		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計	備考	
(4.7)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	νπ <sup>σ</sup> フ	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)									
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)									
	徴収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)				2	1, 443, 550	2	1, 443, 550	(目)返納金債権 1,312,318 (目)損害賠償金債権 131,231	
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)			2	1, 443, 550	2	1, 443, 550		
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)								
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)								
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)								
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)								

## 不納欠損額の内訳

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管エネルギー対策特別会計(エネルギー雲絵勘定)

(単位・千円)

エネノ	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)							(単位:千円)
区分			本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		†	備考
<b>四</b> 月		件数	金額	件数	金額	件数	金額	畑グ
	徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)							
	数収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)			1	110, 692	1	110, 692	(目)返納金債権 110,692
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)								
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)							
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)							
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)							
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)							
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)							